

質問回答

2016年5月16日

「モンゴル国新ウランバートル国際空港の人材育成及び運営・維持管理能力向上プロジェクト(航空管制分野)【有償勘定技術支援】」

(公示日:2016年 4月 27日 / 公示番号:160203)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P14	業務指示書において、プロジェクト事務所には、LAN、インターネットアクセスが提供されると明記されていますが、第3者(受注者)のパソコンやプリンターを制限なく接続でき、外部へのアクセスも可能と理解してよろしいでしょうか。もし制限がある場合、事務所に独立したモバイルルーター等を現地で調達してもよろしいでしょうか。また、その際は、現地調達品として見積り計上可能でしょうか。	受注者のパソコンやプリンターのインターネット接続も可能です。他方、業務実施上で必要な機材の接続に問題が認められる場合、独立したモバイルルーター等を現地調達または本邦から持ち込むことは可能です。その場合、プロポーザルにてご提案の上、必要経費を一般業務費に計上してください。
2	P14	飛行方式設計研修用 PC の設置場所で LAN、インターネット環境が必要となる見込みです。目的は、パソコン間の接続、プリンターとの接続、そして、保守用として必要となります。飛行方式設計研修用 PC の設置場所においても LAN、インターネット環境が提供されると考えてよろしいでしょうか。あるいは、本目的のためモバイルルーター等を精算対象として現地調達してもよろしいでしょうか。	プロジェクト事務所でのインターネットアクセスが受注者に提供されることとなっていますが、飛行方式設計研修場所において、研修用 PC のインターネット接続に問題が認められる場合、独立したモバイルルーター等を現地調達または本邦から持ち込むことは可能です。その場合、プロポーザルにてご提案の上、必要経費を一般業務費に計上してください。

3	P15	業務指示書において、飛行方式設計研修用 PC 構成品の内、外部ディスプレイ及びプリンターについてのみ「現地調達可能」と明記されておりますが、ライセンス上、現地調達とせざるを得ないソフトウェアがある場合は(現時点、具体的には、オフィスソフト、ウイルス対策ソフト等)、現地調達とすることは可能でしょうか。	現地調達する方が経済的またはその他現地調達とする合理的な理由が認められる場合は、現地調達が可能です。現地調達する具体的な物品とその理由について、プロポーザルにてご提案ください。
4	P25	2)定期Monitoring Sheetの提出(2016年6月)となっていますが、2016年12月の誤記ではないでしょうか？	ご指摘の通りです。2016年12月に訂正します。
5	P29	プロジェクトの契約期間について、公示では、2016年6月中旬から2017年8月中旬(予定)と書かれています。一方、業務指示書では、プロジェクトの実施期間として、2016年6月～2017年6月(13ヶ月)と書かれています。また、成果品の提出時期も2017年6月と書かれていることから、最終的な契約期間も2017年6月と理解してよろしいでしょうか。	本業務の契約期間は精算報告書の作成、請求書のご提出等各種手続きに要する期間を考慮し、プロジェクトの終了及び成果品提出の時期から約1か月程度期間を設ける予定です。従って、プロジェクト終了及び成果品提出時期は2016年6月末、本業務の契約期間は2016年8月中旬を予定しています。
6	P30	業務指示書において、「空港近傍の障害物確認用機材」は、「必要に応じて携行する」とありますが、機器の具体的な使用目的、仕様の詳細が書かれていないため、費用見積りができません。本アイテムにつきましては、結果に応じ、事後精算とさせて頂くことは可能でしょうか。	プロポーザルにて平均的な必要経費と想定仕様をご提案の上、一般業務費に費用計上してください。

以上